

あしぎん WEB 口座規定新旧対比表

旧	新
<p>7. 預金の払戻し</p> <p>(1) WEB口座から店頭で払戻しするときは、当行所定の払戻請求書に記名して、該当預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。暗証番号は当行店頭に備え付けの機器へお客さま自身で入力してください。</p> <p>(2) 前項の手續に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示(追加)等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>8. WEB口座の解約</p> <p>(1) WEB口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に署名(又は記名)、および届出の印章により捺印して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p> <p>(2) 前項の手續に加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示(追加)等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p>	<p>7. 預金の払戻し</p> <p>(1)WEB口座から店頭で払戻しするときは、当行所定の払戻請求書に記名して、該当預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。暗証番号は当行店頭に備え付けの機器へお客さま自身で入力してください。</p> <p>(2)前項の手續に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>8. WEB 口座の解約</p> <p>(1)WEB 口座を解約するときは、当行所定の解約依頼書に署名(又は記名)、および届出の印章により捺印して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p> <p>(2)前項の手續に加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p>